初の表彰式を挙行

記念品に銀盃を贈呈

写真は佐藤村長から表彰をうける受彰者代表

この度村内の自治功労者及び公益のために特別にお尽しいただきました方々の表彰を、去る五月三日役場において挙行いたしました。御承知のように長い間、公務に尽されたり、また公益慈善事業等に特に功労顕著なものについては、国、県あるいはまた各種団体から表彰がなされ、本村関係においても今日まで幾多の方々がその栄誉をうけられているのでありますが、最も貢献の度合の大きい村においてのみこれ等の方々にお酬いする何等の措置がなされなかったということは、極めて矛盾でなかろうかと考えましたので、いろいろ協議の結果本村にも表彰制度を設け、本年度より実施することにいたした次第であります。

しかし何分にも初回のことなので、表彰者の基準を如何にして定めるかという点に種々問題もありましたが一応昭和二十二年の地方自治法施行以来の功労者であり、しかもその職を既に去り現存されている者に限るということを基準として、今回の表彰を行なったわけであります。

表彰された方々には、改めて皆さんと共に深甚なる敬意とお祝いを申上げ、今後共後継者の育成指導に更にお力添えをいただき、多数の表彰該当者の続出されんことを御期待申上げるものであります。なお表彰基準と表彰者を御参考までに御紹介いたします。

表彰基準

(1)村の教育、産業、衛生、土木、土地改良、水防火納税、慈善事業、その他公益事業について功労顕著なる個人または団体。

(2)満四年以上村長の職にあったもの。

(3)満八年以上村議会議員の職にあったもの。

(4)満八年以上助役、または収入役の職にあったもの。

(5)満十二年以上監査委員、選挙管理委員会の委員、教育委員会の委員、または農業委員会の委員の職にあったもの。

(6)村の嘱託員として十年以上勤続されたもの。

(7)村の職員として満二十年以上勤続し、成績がすぐれ功労があると認められるもの。

(8)徳行のすぐれたもの。

(9)村に対し金額または価格が十万円以上の寄附をした個人、または五十万円以上の寄附をした団体。

以上　表彰者は次の通り

表彰者名簿

（昭和三十九年度）

氏名	生年月日	住所	表彰理由
横山正己	明26・1・29	和納三区	村長勤続8年
後藤左武郎	明41・2・25	橋本	助役勤続10年
田中代午郎	明36・12・10	和納六区	助役勤続9年
斎藤榊	明30・9・10	潟上	収入役勤続12年9ヶ月
能登谷音次郎	明25・8・18	間瀬三区	議会議員勤続16年9ヶ月
寺沢一雄	明35・11・29	樋曾	〃 14年3ヶ月
金川佐藤治	明29・9・10	南谷内	〃 10年3ヶ月
松本誠一	明42・12・5	新谷	〃 10年3ヶ月
篠原治蔵	明45・11・25	間瀬五区	〃 8年10ヶ月
相沢長五郎	明27・5・15	和納八区	〃 9年8ヶ月
沖野嘉一郎	明30・2・4	和納六区	〃 10年4ヶ月
本多藤四郎	明25・4・20	和納二区	〃 10年2ヶ月
鶴巻久作	明34・10・12	高橋	〃 12年6ヶ月
宮島昇三郎	明31・12・1	原	〃 8年
田中伝吉	明45・2・2	和納四区	〃 8年7ヶ月
錠島一	明32・9・3	間瀬五区	〃 9年
宝力三六	明32・11・4	間瀬七区	〃 〃
田中繁蔵	明29・10・1	間瀬四区	〃 〃
樋口祐治	大4・5・21	和納五区	農業委員勤続13年8ヶ月
伊藤キヨ	明28・9・18	和納四区	選挙管理委員勤続12年
大岩修作	大5・5・31	原	消防団長及副団長勤続11年4ヶ月
鈴木昭作	明3・9・29	東京都北区志茂町五丁目二五番地	徳行者三十万円寄贈
田中久松	明39・2・10	間瀬六区	徳行者二十万円寄贈
鈴木みん	明42・1・16	東京都港区芝田町四丁目五番地	徳行者十五万円寄贈
小坂カソ	明25・8・17	間瀬四区	徳行者十五万円寄贈
内藤徳之亟	明29・8・18	東京都目黒区上目黒八六三七番地	徳行者 十万円寄贈
柏木高蔵	明19・1・18	間瀬二区	区長勤続12年8ヶ月
阿部久太郎	明19・8・11	間瀬五区	〃 11年
大岩富蔵	明35・1・28	原	〃 10年
斎藤綱	明43・3・21	潟上	〃 10年
石添直衛	明37・12・15	岩室	〃 10年
本田熊一	明41・8・18	和納	〃 12年
五十嵐太栄吉	明22・1・10	橋本	〃 10年

自衛官募集中

六月五日と六日から十一日までの国体開催
期間中は、村中一軒のこらず国旗を掲げて

希望の本があつたらどうぞ

○本の名

十一月で時効になる

福祉年金

請求は早めに

福祉年金を受ける権利は支給事由が生じた日から『**五年で権利が時効消滅**』します。

福祉年金の制度が始まったのは昭和三十四年十一月からですから、今年十一月になると満五年たちます。年金を受ける資格のある人でも、制度をよく知らなかったなどの理由から、請求しないでおきますと折角の権利が失なわれます。どうか権利を無駄にしないよう該当者の方々は至急役場住民課の窓口に申出てご相談下さい。

保険料免除者と 死亡一時金について

国民年金制度の発足当初は「国民年金はカケ捨てだからいやだ」という声が強かったが、内容が改善されて保険料を三年以上納めた場合は死亡一時金が遺族に支給されます。早いもので昭和三十六年四月に保険料の拠出が始まってから、四月で満三年を経ました。

誰しも死亡一時金を受けたいと思う人はありません。国民年金は老後の所得保障の制度ですから、やはり老令年金の給付を望むものですが、この死亡一時金の制度はあまり知られていないようです、該当者は申出下さい。

生活保護法の適用をうけているとか、生活が苦しいために国民年金の保険料を納めることが困難な人は、手続きをすることによって免除制度があります。保険料納付が始まった昭和三十六年四月から引続いて三年以上被保険者であって保険料を免除されていた人にも、今年五月から拠出年金の支給が行なわれます。したがって母子家庭になったとか、思わぬ事故で身体障害者になられた人で保険料を納めていなくとも三年以上の免除を受けている場合は役場住民課に申し出て下さい。

保険料を納めることが困難な人でも免除を受けていれば年金がもらえます。

!!こどもを水の事故から 守りましょう!!

まず保護者の充分な監督をお願いします。農繁期から夏へかけて毎年幼児の水死が目立ちます。昨年本県では四月、五月、六月の三ヶ月間で合計四十七人、このうち五才以下が三十四人で全体の七割以上が水死であります。この数は、幼児が病気で死ぬ数よりも多いのです。水死の原因をみますと、保護者が目をはなしたすきに起きたのが大部分であり、次に幼児の一人遊びや、幼児同志の遊びの事故です。幼児は頭が重いので、ころびやすく、少しの水でも悲劇となります。大人の不注意から起る「人災」です。これからは、とかく忙しさのあまり保護者の保護がおろそかになりがちです。充分に注意されて悲劇を起さないようお願いします。

次の事を特に注意下さい

幼児を一人遊びさせないこと。

幼児同志だけで遊ばせないこと。

父母や祖父母が仕事のかたわらでの子守をするときは充分注意して下さい。

新潟県傷痍軍人会から 各家庭の皆様にお願い

終戦から十八年がすぎました。

私共戦傷病者はあの敗戦の混乱から立ち上り、皆様のご援助とご同情によって、身体の障害を克服して平和国家建設の一貫として微力をつくしながら今日に至りました。

お陰様で傷病恩給も受けられ、自営業者も受けられ自営業者も数多く、更に働く意欲のある者には就職の道も拓け常に感謝している次第であります。

然に現在なお一部の戦傷者のうちにはまだ白衣を用いて街頭に立ち人々の同情にすがり、働こうとしない不心得の者がいますので誠に恥かしい次第であります。時折注意してはいますが喜捨する方々がある限りやまないと存じますので、ご当人には誠に気の毒でありますが働く意欲を失い本人の厚生をはばむ事となりかねないと存じますので今後は白衣の募金者に喜捨しないようにお願い致します。

傷痍軍人会新潟支部
傷痍軍人会西蒲支部
傷痍軍人会岩室支部

六月の健康メモ

梅雨どきの衛生は特に気をつけて下さい

◎手をきれいに洗う
夏を健康にすごすため、夏に多い消化器の伝染病には特に注意し、食事や調理の際には、必らず手洗いを励行しましょう。

◎衣服の衛生に特に気をつける
梅雨どきは、とかく不潔になりやすいので衣服は清潔に保ち、快適で、健康な生活ができるよう心がけましょう。

◎むし歯の予防につとめる
最近、発育期にある幼児や学童のむし歯、大人の歯そう膿ろうなどが多くなってきました。六月四日から十日までは「歯の衛生週間」です。家族そろって歯の健康診断を受けてむし歯は早期に手当を受けましょう。

厚生相談員が委嘱されました

西蒲原郡社会福祉協議会は身体障害者、精神薄弱者対策として更生相談員制度を設けることになり四月十三日正式に発足、各町村から推せんを受けた二十人に対して会長から委嘱状が手渡され、指導研修がなされました。御相談下さい。

岩室村の相談員は
和納二区、本多藤四郎殿
間瀬六区、宮川七之助殿

この相談員は身体障害者自身が委嘱されて、身体障害者や精神薄弱者の直接の相談相手になるのが特徴であって県下でも初めての試みです。

まちと道路を 美しく

いよいよ新潟国体の開催です。多数の県外者が来村されます。みんなで協力してまちを美しくいたしましょう。

◎道路は「まちの廊下」といわれます。自宅の廊下と思って家の前はキチンと掃きましょう。

◎時間をきめて地域一斉に道路の清掃や下水側溝の掃除をしましょう。

簡易焼却炉が完成

ごみを一掃し、きれいな環境で国体を迎えようと、岩室地内（矢川べり）にこの程簡易焼却炉が完成し、五月二十日火入れ式が行なわれました。

この焼却炉はメイセー1式といい一日一・二トンの焼却能力を持っており岩室部落で維持管理がなされ、管理人松本重太郎さんの手で毎日焼却が続けられております。

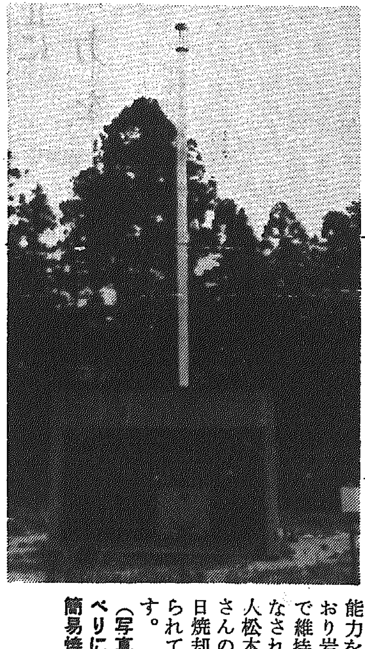

（写真は矢川べりに出来た簡易焼却炉）